

学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立長南中学校

平成26年 3月25日 策定

令和2年 1月15日 第2版策定

令和3年 4月15日 一部改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、子どもを一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「一人ひとりが大切にされ、安心できる居心地のいい学校にしよう」を重点目標としており、そのために人権教育に重点をおいてとりくんでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「学校いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、人権教育主担、支援教育 CO、学年生指、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導支援員（警察 OB）※該当する学年の主任・学級の担任は随時

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見、いじめ事案への対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

長南中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 子どもへの相談窓口周知 個人調査票によって把握された生徒状況の集約 宿泊学習	保護者への相談窓口周知 子どもへの相談窓口周知 学級活動	保護者への相談窓口周知 子どもへの相談窓口周知 学級活動	第1回 いじめ対策委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」をホームページ上に掲載
5月	いじめ調査アンケート	いじめ調査アンケート	いじめ調査アンケート 修学旅行	教育相談週間
6月	アンケート「QU」実施 教育相談 (生徒の状況把握)	アンケート「QU」実施 教育相談 (生徒の状況把握) 高校訪問	アンケート「QU」実施 教育相談 (生徒の状況把握)	
7月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 生徒の生活状況の確認	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 生徒の生活状況の確認	保護者懇談会 (家庭での様子の把握) 生徒の生活状況の確認	第2回委員会(進捗確認)
8月	平和登校	平和登校	平和登校	
9月	体育大会 いじめ調査アンケート セカンドステップ	体育大会 いじめ調査アンケート セカンドステップ	体育大会 いじめ調査アンケート セカンドステップ	体育大会を通して集団づくり

10月	教育相談 (子どもの状況把握)	教育相談 (子どもの状況把握)	教育相談 (子どもの状況把握)	上半期のいじめ状況調査
11月	文化活動発表会 合唱コンクール 学校教育診断アンケート アンケート「QU」実施	文化活動発表会 合唱コンクール 職業体験学習 学校教育診断アンケート アンケート「QU」実施	文化活動発表会 合唱コンクール 進路学習 学校教育診断アンケート	学校教育診断アンケート
12月	人権集会 保護者懇談会 (家庭での様子の把握) こども園訪問	人権集会 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	人権集会 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	
1月	いじめ調査アンケート	いじめ調査アンケート	いじめ調査アンケート	
2月		校外学習	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	入学説明会で新中1保護者に「学校いじめ防止基本方針」について説明
3月	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	保護者懇談会 (家庭での様子の把握)		第3回委員会(年間の取組みの検証)

5 とりくみ状況の把握と検証（PDCA）

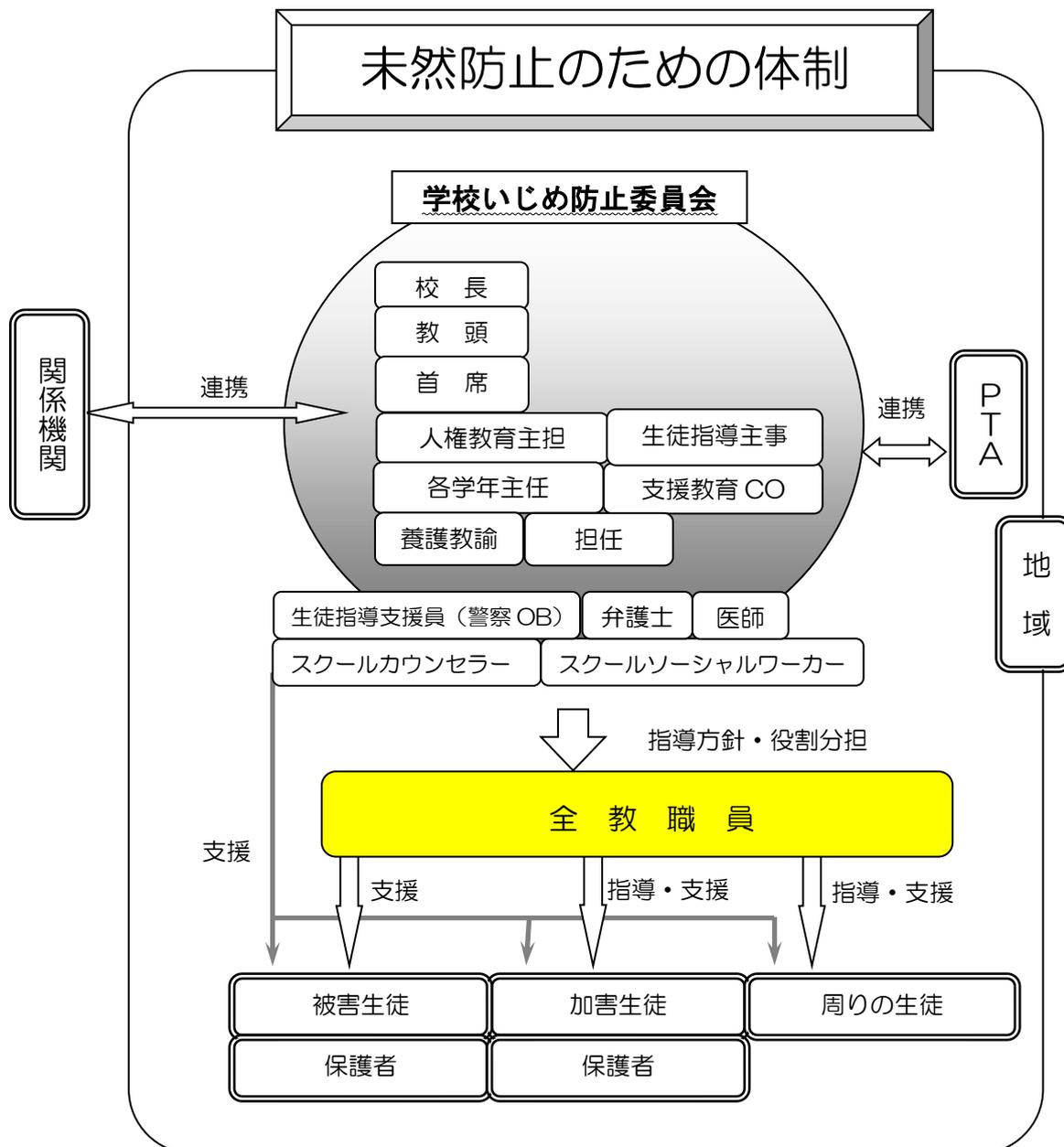
いじめ対策委員会は、年3回、各学期の終わりに検討会議を開催し、とりくみが計画どおりに進んでいるかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、必要に応じた計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、子どもが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、そのとりくみの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、年度初めに教職員に対して、生徒指導リーフ・いじめに関する校内研修ツールなどを活用し、研修を行う。

子どもに対しては、人権・道徳教育のとりくみを年間計画に基づいて行う。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、子どもが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、セカンドステップやソーシャルスキルトレーニングなどのとりくみを小中が連携して行う。また、アンケート調査「Q-U」等を用い、事例検討や情報共有を行うことで、班を中心とした集団づくりを推進し、子どもたちがより良い人間関係を作られるよう指導する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、子どもが自身のストレスを他者への攻撃に向けないような雰囲気作りが必要である。さらに、そのストレスを生まないための人間関係づくりや、居場所づくりによりいじめ発生のリスクをおさえる必要がある。

授業においては、すべての子どもが参加できるように、具体的な指示等、支援教育の視点を取り入れ、わかりやすく魅力ある授業を展開する。また、授業開始3分前に全職員で巡回する

ことで、チャイム着席を徹底し、授業開始をトラブルなく、スムーズに進めることができるよう支援する。

子ども一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために生活班を活用し、より深いところでつながる人間関係を作れるよう、とりくみを進めていく。

ストレスや、その要因（ストレッサー）があっても、それに負けて、他者を攻撃することがない子どもに育てるため、いやなことがあっても他人と関わることは楽しいし、役に立てるとうれしいと思えるような自己有用感を高めるとりくみを進める。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員研修は生徒指導研修として年間計画に位置づけ、定期的に行い、子どもの気持ちに寄り添うことのできる教職員を育てるため、学校いじめ防止委員会が中心となって指導に当たる。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むとりくみとして、異年齢集団との交流を計画的に行い、奉仕活動に従事する機会を多く持たせる。また、クラスミーティングなどを通して、自身のことを振り返り、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを再認識させるとりくみを行う。
- (5) 子どもたちが自らいじめについて学び、とりくむ方法として、生徒会を中心とし、いじめをなくすためのキャンペーンを年間通じて行う。また、あらゆる機会にいじめを意識できるよう、全校集会でのとりくみや、呼びかけのポスターなどを設置する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている子どもがいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある子どもが、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする、熱意ある行動力が求められている。

また、いじめのサイン発見チェックリストの内容を教職員に周知した上で、子どもたちの様子を全職員が共有し、学年を問わず子どもたちを見守り、積極的に情報交換をする。さらに、すべての子どもにおいて元気がない、イライラしている、保健室によく来室するなど、気になる様子を見かけた場合には当該学年生指、生徒指導主事に随時連絡をする。生徒指導主事が情報を集約し、管理職、全職員に連絡する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを行い、気になる子どもについては個別で面談を行ったり、全職員で情報共有したりして子どもを見守る体制を整える。

定期的な教育相談としては、相談週間を設け、いじめや気になる様子のあるなしに関わらず、面談を行う。日常の観察としては、全職員で授業開始3分前に巡回することを基本に、子どもを見守るための巡視を行う。

- (2) 保護者と連携して子どもを見守るため、子どものサイン発見チェックリストを活用し、家庭での子どもの様子を共通認識することにより、未然防止・早期発見に努める。
- (3) 子ども、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学校だけでなく、様々な教育相談の窓口があることを周知する。
- (4) 学期に1回、相談窓口のプリントを配布することにより、相談体制を広く周知する。また、町会にも協力してもらい、相談窓口のチラシを町会館などで掲示してもらう。

学期の終わりのいじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検

する。

- (5) 教育相談等で得た子どもの個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人が特定されることがないように配慮する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、いじめ行為に及んだ子どもの原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した子ども同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な子どもや保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会)、「レベルに応じた問題行動への対応チャート」(市教委)を参考に、必要に応じて外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、学校いじめ防止委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係する子どもから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、複数の教職員で対応し、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた子ども又はその保護者への支援

いじめた子どもの別室指導や出席停止などにより、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を確保することなども視野に入れ、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつ

くる。その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友だちや教職員、家族、地域の人等）と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行う。その際には複数の教職員で対応する等、丁寧に確認する。

いじめに関わったとされる子どもからの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた子どもへの指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該の子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた子どもに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の子どもは、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを子どもたちに徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、子どもが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもへの対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どものエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

体育大会や文化活動発表会、校外学習等は子どもたちが、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、子どもが、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係のある子どもからの聞き取り等の調査、子どもが被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。なお、子どもの携帯端末から情報確認を行う場合には本人、保護者の同意を得た上で慎重に行う。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった子どもの意向を尊重するとともに、当該子ども・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間は経過するまでは、被害・加害の子どもの様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害にあった子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害にあった子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害にあった子ども本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対処を行う。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

【重大事態の意味】

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) いじめを受けた生徒が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

【重大事態の報告と対応】

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

【調査の主体と組織】

○市教委は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

【調査結果の報告及び提供】

○調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて市長に報告する。また、市教委が主体となった場合も、市教委が市長に報告する。

学校又は市教委は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

○重大事態が発生した場合は、以下に従い報告・調査を進める。

- ・『いじめ重大事態 対処指針』は、以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照ください。

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/jjimebousikihonhousinn.pdf>

- ・『生徒指導報告書（いじめ用）【様式1】・【様式2】』

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/seitosidouhoukokusyo1.pdf>